

市長所信表明 平成21年9月)

おはようございます。

本日、平成21年9月吉野川市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御出席を賜りありがとうございます。

平成21年9月吉野川市議会定例会に臨み、当面する諸課題への取り組み状況と今後の市政運営に取り組む所信の一端を申し上げますとともに、提出議案の御説明をさせていただき、議員各位をはじめ市民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず、先般の大雨についてであります。

8月9日、10日の台風9号の接近に伴う大雨により、川島町では土砂くずれにより民家が全壊し女性が重傷を負ったほか、増水した吉野川で男性が濁流に流され、未だに行方不明の状態となっております。また、内水河川の増水により床上浸水、床下浸水し、農作物や、道路・河川等でも多くの被害が発生いたしました。

被災をされました市民の皆様方に衷心よりお見舞い申し上げますとともに、災害活動を御支援いただきました市消防団をはじめとする防災関係機関の方々に対しまして、心から御礼を申し上げる次第でございます。

防災対策につきましては、今回の災害対応の反省を踏まえ危機管理体制を再点検し、関係機関と連携を図りながら万全を期して参りたいと考えております。

次に、「新型インフルエンザ」への対応についてであります。

新型インフルエンザは、感染が広がりやすく国内で患者が増え続けている状況にあり、今月中旬には市内においても集団感染が確認されました。さらには今秋以降、新型インフルエンザと季節性インフルエンザの双方が大流行することが懸念されており、社会全体で感染拡大防止への努力が求められております。

行政における対策はもとより、企業、また市民の皆様一人一人が正しい知識を持ち、必要な準備を進め、適切に対応していただく必要があります。

市民・事業者の皆様におかれましては、引き続き、国や県、市の情報に注意し、警戒していただきますとともに、冷静な対応をお願いいたします。

次に、「市役所庁舎の統合に向けた取り組み」についてであります。

現在、各支所のあり方や用地の選定など、様々な観点から具体的な検討を行っているところであり、7月27日及び8月26日の庁舎統合特別委員会では、御意見、御提言をいただいたところでございます。

本市を長期的に展望した場合、行財政改革を推進するためにも庁舎の統合は必要不可欠であり、今、実施しなければ時期を逸してしまうと強く認識しており、今後さらに内容を具体化し、平成24年度中の庁舎統合を目指したいと考えておりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以下、当面の市政運営に関して申し上げます。

1点目は、「次代を担う子供たちの育成」についてであります。

これまで本市では、保育所や学童保育の充実、子育て支援センターの設置、妊婦健診の公費負担拡充など、各種の子育て支援策を推進して参りました。

この度、子育て支援策の更なる充実を目的に、議員各位から御提案いただきしておりました乳幼児等医療費助成制度の拡充を図ることといたしました。

安心して子供が医療機関にかかる体制の整備を行うため、従来、7歳未満児までとしておりました助成対象年齢を、「小学校卒業まで」に拡大いたします。

実施日は本年11月1日を予定しております、これにより子育て家庭の経済的負担の軽減が図られるものと考えております。

なお、今定例会に、乳幼児等医療費助成制度の拡充に関する議案を提案いたしておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、保育所への指定管理者制度の導入についてであります。

山川東保育所への指定管理者制度の導入につきましては、先般、「選定委員会」において、指定管理候補者が選定されたことから、本定例会に関係議案を提案させていただいております。民間事業者のお力を借りながら、魅力的な保育サービスが提供できますよう努めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、「幼稚園あり方検討委員会」についてであります。

保護者代表や学識経験者等で構成する「幼稚園あり方検討委員会」が設置され、これまで2回にわたり委員会を開催、幼稚園の適正規模や適正配置、質の高い幼児教育などについて検討がなされてきたところでございます。

「子供を地域で育てる大切さ」や「園児の減少に伴い教育効果が十分に果たせない幼稚園の統廃合の必要性」、「預かり保育のあり方」等の御意見をいただきしております。年内には一定の方向性が示されるものと考えております。

次に、「山川中学校校舎の改築事業」についてであります。

昨年9月から整備を進めております山川中学校校舎は、順調に工事が進み、机やイスなどの備品等の配置も予定どおりに行われ、夏休み中に引っ越し作業を終えることができました。

校舎は、内装の一部に地元産材や和紙を使用するなど、本市の自然の恵みを有効に活用するとともに、山川の地域性も考慮しながら明るく開放的なエコスクールを目指すなど、環境面にも配慮したものとしております。

また、校舎に囲まれた中央部は、図書室機能と情報発信機能を維持しながら多目的に利用できるスペースとなっており、教育施設のモデル的役割を果たすのではないかと考えているところでございます。

生徒の皆さんには、この新しい学舎で、「確かな学力」と「豊かな人間性」を育んでいただきますよう期待しております。

今後は、旧校舎の解体工事や部室棟建設、グラウンド整備等を進め、12月末までに

すべての工事を完了する予定となっております。

2点目は、「安全、安心なまちづくり」についてであります。

まず、台風9号の接近に伴う大雨の対応等について御報告いたします。

去る8月9日、大雨により災害が発生する恐れがあると判断し、午前11時30分、大雨警報発令と同時に「警戒体制」をとり、さらに午後1時30分に「災害警戒本部」を設置、消防団に出動を要請し、浸水被害防止のための土嚢積み、河川等危険箇所の巡視などの災害対応活動を実施したところでございます。

雨も、一旦は小康状態となましたが、翌10日早朝から再び激しくなり、家屋浸水等、水害の危険性が高まったことから、午前6時50分、順次市内4地区1,780世帯に避難勧告を発令し、62人の方が避難所に避難したところでございます。

今回の大雨による被害の概要につきましては、先ほど申し上げました被害に加え、床上浸水63棟、床下浸水444棟、道路や林道、河川の損壊18カ所、農作物の被災面積は水稻などで45ヘクタールなどとの報告を受けているところでございます。

なお、今回の災害応急費用等につきまして、台風シーズンに向かっていることもあり、2次災害を起こすことのないようにするためにも、急を要するものは既決予算や予備費を活用し、一日も早い復旧ができますよう対応して参ります。

次に、「災害時避難支援プラン個別計画」の策定についてであります。

本市では、平成18年度に災害時要援護者登録制度を創設し、現在では、およそ400人の方が登録されております。

自然災害が発生し、またはその恐れが高まった時に、要援護者の避難誘導等を、迅速かつ適切に実施するためには、あらかじめ要援護者ごとに、誰が支援して、どのルートより、どこの避難所に避難するかを定めておくことが必要であります。

そのため、要援護者御本人と支援する方々が話し合いながら、避難経路、避難方法、避難所等を定める「避難支援プラン個別計画」を策定しているところでございます。

美郷地区及び川島地区については、ほぼ計画の策定が完了し、現在、鴨島地区に取りかかっているところであります。本年度内を目途に、個別計画を策定して参りたいと考えております。

3点目は、「環境を大切にする美しいまちづくり」についてであります。

地球温暖化が大きな社会的課題となっている今、市民の皆様一人一人が高い環境意識を持って行動することが大変重要となっており、ごみ減量化は急務の課題であります。

本市におきましては、本年1月に策定した「ごみ減量化緊急行動計画」に基づき、ごみ減量作戦として、可燃ごみの約4割を占める生ごみ削減に段ボールコンポストを利用することと併せて、再利用可能な古紙類・ペットボトル・空き缶等の徹底した分別を行うこととしており、引き続きごみ処理経費の削減に努めて参ります。

合併以降統一できていなかった「指定ごみ袋」につきましては、市内全域において統一することとし、在庫がなくなり次第、順次販売をして参りますので、市民の皆様には御協力をいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

次に、「船窪オンツツジ群落」について申し上げます。

本年4月、地元の植物専門家や市文化財保護審議会委員、大学教授などで構成する「船窪オンツツジ群落」の保護検討委員会を設置し、今後の保護管理のあり方等について検討を開始いたしました。

これまで開催した2回の委員会では、現状の把握や保存管理計画の策定に向けた基礎調査を行う方針が決定されたところであり、天然記念物「船窪オンツツジ群落」の保護体制の構築に努めて参ります。

4点目は、「地域の活性化」についてあります。

まず、「ブランド認証制度」についてあります。

地方分権やグローバル化の進展、人口減少、少子高齢化問題等、本市を取り巻く環境は大きく変化し、地域間競争が激化する中で、魅力ある地域を創出するためには、地域の資源や個性を有効に活用したまちづくりを目指す必要があります。

そこで、消費者の購買意識の高揚や生産者の生産意欲の向上を目的に、「吉野川市特産品ブランド認証制度」を発足させたところでございます。

認証された特産品は、吉野川市特産品ブランド認証マークをパッケージ等に表示することができるほか、市が主催する物産展への出展や、市のホームページで紹介することとしております。現在、吉野川市生まれの地場産品を募集しており、10月中にも特産品ブランド認証第1号を選定したいと考えております。

次に、「地方の元気再生事業」についてあります。

美郷商工会では、国の「地方の元気再生事業」の選定を受け、高開の石積みや天然記念物のホタルなどの地域・自然資源を守りながら観光・交流を進める、「環境保全型観光」の実現と交流人口の拡大を目指すことにしております。

本年度は、「美郷の自然を生かした環境体験プログラムの開発や試行」、「自然学校のインストラクターや観光案内人などの取組を継続的に支える地域人材の育成」、「キレイのさと美郷のネットワークの整備や運営体制の構築」などに取り組むこととしており、本市としても積極的に支援して参ります。

なお、美郷では、今年から特区による梅酒づくりにも取り組んでおり、来る11月28日・29日の両日に梅酒を利用して「美郷梅酒まつり」を実施する予定にております。

本市としても、「美郷の梅酒」が新たなブランドとして確立し、地域の活性化に寄与するものと大いに期待しているところでございます。

次に、「定住促進への取組」についてあります。

近年の社会経済状況の変化に伴い、特に地方では人口減少、雇用の喪失といった多くの問題が山積しています。それぞれの地域が抱える課題は、画一的な政策によって解決できるものではなく、それぞれの地域にあった固有の資源や文化を地域の活性化に結び付けるための知恵や工夫が必要ではないかと考えております。

とりわけ、地域活性化の重要な“カギ”は、私たちの住んでいるこの地域を知ること

だと考え、中堅職員によるプロジェクトチームにより、本市の魅力を創出するための研究に取り組んでおります。

現在、チームでは、「耕作放棄地対策」、「空き店舗の有効利用」、「雇用創出」などについて現状を検証するため、アンケート調査や資料の収集に努めております。今後、課題整理をした上で提案書としてまとめることとしており、実行可能なものから順次取り組んで参りたいと考えております。

次に、「東京行き高速バスの運行」についてであります。

東京行き高速バスにつきましては、徳島市からの出発となっており、バスターミナルへのアクセスの面で必ずしも芳しくないとの声がございます。

このため、徳島バス株式会社へ「県央部発の東京行きを吉野川市から」との要望を行ってきたところであります。

徳島バスからは、11月1日から、川島庁舎前を始発とする東京行きの運行開始を目指し、許可申請を行っているとお聞きしております。

実現の運びとなりますと、市民の利便性もさらに向上することとなり、長く親しまれる路線となりますよう、東京便を多くの方々に利用していただきたいと考えております。

5点目は、「簡素で効率的な行財政基盤の確立」についてであります。

去る8月5日、行財政改革の進捗（しんちょく）状況を御報告するとともに、行財政改革について御意見や御提言をいただくため、「行財政改革懇話会」を開催いたしました。

委員からは、職員研修などの人材育成や職員数などについて御意見を賜ったところであります、これらの御意見を真摯に受け止め、引き続き、行財政改革の積極的な推進に取り組んで参ります。

また、平成22年度からの第2次大綱及び実施計画につきましては、広く市民の御意見を反映させるため、パブリックコメント手続きを経て年度末までに策定する予定としております。

以上、当面の諸課題等について申し上げましたが、国・地方を通じた財政環境は大変厳しく、社会保障関係経費が増加の一途をたどる中、自主財源の乏しい本市におきましては、今後も厳しい財政運営が続くものと考えております。

引き続き、行財政改革を積極的に推進するとともに、今、取り組むべき課題につきましては適切に対応するなど、市民の皆様に親しまれ、頼りにされる吉野川市を築いていくため、全力を傾注して参りたいと考えております。

時には、市民の皆様に我慢や負担をお願いすることもあるかと存じますが、吉野川市の未来への礎となるものであることを御理解いただき、なお一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、今定例会に提出いたしております案件につきまして、概要を御説明申し上げます。

今議会に提出しております案件は、「平成20年度吉野川市財政の健全化判断比率」

などに関する報告 4 件、「平成 20 年度吉野川市一般会計」並びに「特別会計」及び水道事業会計の歳入歳出決算認定に関する案件 11 件、「条例の一部改正」に関する案件 2 件、「平成 21 年度吉野川市一般会計」及び「特別会計」の補正予算に関する案件 6 件、「指定管理者の指定」に関する案件、「財産の取得」に関する案件、「市道路線の認定」に関する案件がそれぞれ 1 件の、計 26 件でございます。

まず、「平成 21 年度吉野川市一般会計補正予算（第 2 号）」でございますが、主なものは、子育て応援特別手当給付金事業のほか、乳幼児等医療費助成事業、地域活力基盤創造交付金事業、市営住宅整備事業などに要する予算などとなっており、予算規模は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ 2 億 616 万 3 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算をそれぞれ 200 億 2, 945 万 3 千円とするものでございます。

特別会計予算では、国民健康保険特別会計で、後期高齢者支援金など 1, 259 万円、老人保健特別会計で、平成 20 年度の精算による一般会計への繰出金など 2, 318 万 3,000 円、介護保険特別会計で、過年度介護保険料過誤納還付金など 1 億 2, 949 万 3,000 円、公共下水道事業特別会計で、接続率向上にむけた調査などをを行うための緊急雇用創出事業など 213 万 5,000 円を計上したほか、農業集落排水事業特別会計で、県営事業に伴う管路工事で 240 万円を計上しております。

以上、申し上げました内容によりまして、提案いたしております今回の補正予算規模は、全会計の純計で 3 億 5, 602 万 9,000 円の増額となっております。

なお、この補正財源には、国県支出金、市債等の特定財源のほか、一般財源として繰越金等を充当いたしております。

次に、予算以外の提出案件の主なものについて御説明申し上げます。

報第 20 号及び報第 21 号は、平成 20 年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、及び公営企業会計の決算に係る資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見を付けて報告するものでございます。

報第 23 号は、「山川中学校改築工事の変更請負契約の締結」について、地方自治法の規定に基づき専決処分をいたしましたので、議会に報告するものでございます。

議第 48 号から議第 57 号までの 10 議案につきましては、「平成 20 年度一般会計」及び「各特別会計」の歳入歳出決算について、地方自治法の規定により、また、議第 58 号は、「平成 20 年度水道事業会計」の歳入歳出決算について、地方公営企業法の規定により、それぞれ監査委員の意見を付し、議会の認定を求めるものでございます。

議第 60 号は、国の緊急経済対策により、平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間の出産に係る出産育児一時金について特例措置が講じられることに伴い、同期間ににおける出産育児一時金を 4 万円増額するため、「吉野川市国民健康保険条例」の一部を改正すものでございます。

議第 68 号は、「消防ポンプ自動車購入契約の締結」をするため、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例の規定により、議会

の議決を求めるものでございます。

議第69号は、市道路線について、道路法による認定を行うため、議会の議決を求めるものでございます。

以上、概略を御説明申し上げましたが、個々の詳細につきましては、議事の進行に伴い、逐次（ちくじ）御説明を申し上げて参りたいと思いますので、十分御審議の上、原案どおり御賛同賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。